

## 土壌汚染対策に係る法・条例の主な規定内容

項目	土 壌 汚 染 対 策 法 (太字は平成21年改正土壌汚染対策法の内容)	県民の生活環境の保全等に関する条例(現行)																								
目的	土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護する [1条]	土壌または地下水の公害を防止するために必要な規制を行い、措置に関する事項を定めること等により県民の健康を保護し、県民の生活環境を保全する [1条]																								
対象物質	特定有害物質：鉛、砒素、トリクロロエチレン等25物質 [2条] (政令1条)	特定有害物質：鉛、砒素、トリクロロエチレン等25物質 [36条] (規則36条)																								
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の所有者、管理者又は占有者(土地の所有者等)</li> <li>・土地の形質変更(3000m<sup>2</sup>の土地の掘削その他の土地の形質変更)を行おうとする者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定有害物質等取扱事業者(特定有害物質を取り扱い又は過去に取り扱っていた事業所を設置している者)</li> <li>・土地改変者(3000m<sup>2</sup>以上の土地において土地の掘削、盛土、切土等を行おうとする者)</li> </ul>																								
土壌汚染の調査	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 25%;">調査を行う者</th> <th style="width: 70%;">調査を行う契機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3条</td> <td>土地の所有者、管理者又は占有者</td> <td>水質汚濁防止法に定める有害物質使用特定施設を廃止したとき</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4条</td> <td>土地の形質変更を行おうとする者</td> <td>3000 m<sup>2</sup>以上の土地の形質変更を行う届出を行った後、知事が土壌汚染のおそれがあると認め、調査を命じたとき</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5条</td> <td>土地の所有者、管理者又は占有者</td> <td>知事が土壌汚染により人の健康に被害が生じるおそれがあると認め、調査を命じたとき</td> </tr> </tbody> </table>		調査を行う者	調査を行う契機	3条	土地の所有者、管理者又は占有者	水質汚濁防止法に定める有害物質使用特定施設を廃止したとき	4条	土地の形質変更を行おうとする者	3000 m <sup>2</sup> 以上の土地の形質変更を行う届出を行った後、知事が土壌汚染のおそれがあると認め、調査を命じたとき	5条	土地の所有者、管理者又は占有者	知事が土壌汚染により人の健康に被害が生じるおそれがあると認め、調査を命じたとき	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 25%;">調査を行う者</th> <th style="width: 70%;">調査を行う契機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">39条1項</td> <td>特定有害物質等取扱事業者</td> <td>日常点検の結果、土壌又は地下水の汚染のおそれがあるとき等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">42条2項</td> <td>土地改変者</td> <td>3000 m<sup>2</sup>以上の土地改変時に履歴調査を行った結果を届出した後、知事が土壌汚染のおそれがあると認め、調査を求めたとき</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">39条2項</td> <td>特定有害物質等取扱事業者</td> <td>知事が土壌又は地下水の汚染状態が基準に適合しないおそれがあると認め、調査を求めたとき</td> </tr> </tbody> </table>		調査を行う者	調査を行う契機	39条1項	特定有害物質等取扱事業者	日常点検の結果、土壌又は地下水の汚染のおそれがあるとき等	42条2項	土地改変者	3000 m <sup>2</sup> 以上の土地改変時に履歴調査を行った結果を届出した後、知事が土壌汚染のおそれがあると認め、調査を求めたとき	39条2項	特定有害物質等取扱事業者	知事が土壌又は地下水の汚染状態が基準に適合しないおそれがあると認め、調査を求めたとき
	調査を行う者	調査を行う契機																								
3条	土地の所有者、管理者又は占有者	水質汚濁防止法に定める有害物質使用特定施設を廃止したとき																								
4条	土地の形質変更を行おうとする者	3000 m <sup>2</sup> 以上の土地の形質変更を行う届出を行った後、知事が土壌汚染のおそれがあると認め、調査を命じたとき																								
5条	土地の所有者、管理者又は占有者	知事が土壌汚染により人の健康に被害が生じるおそれがあると認め、調査を命じたとき																								
	調査を行う者	調査を行う契機																								
39条1項	特定有害物質等取扱事業者	日常点検の結果、土壌又は地下水の汚染のおそれがあるとき等																								
42条2項	土地改変者	3000 m <sup>2</sup> 以上の土地改変時に履歴調査を行った結果を届出した後、知事が土壌汚染のおそれがあると認め、調査を求めたとき																								
39条2項	特定有害物質等取扱事業者	知事が土壌又は地下水の汚染状態が基準に適合しないおそれがあると認め、調査を求めたとき																								
土壌汚染の基準	土壌汚染の有無を判断し、法で定める区域(要措置区域若しくは形質変更時要届出区域)に指定するための基準 [6条1項] (規則)	土壌汚染の有無を判断し、措置の程度を判断する基準(土壌汚染等対策基準) [39条2項(規則)]																								
公表	なし	土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の状況等を公表 [43条]																								
区域の指定	<p>土壌汚染が有る土地について、健康被害が生ずるおそれの有無により知事が区分し指定、公示する。 [6条、11条]</p> <p>要措置区域：周辺に飲用井戸がある等健康被害が生ずるおそれがある土地</p> <p>形質変更時要届出区域：健康被害が生ずるおそれがない土地</p>	なし																								

項目	<p style="text-align: center;"><b>土 壌 汚 染 対 策 法</b> (太字は平成21年改正土壌汚染対策法の内容)</p>	<p style="text-align: center;"><b>県民の生活環境の保全等に関する条例（現行）</b></p>																										
<p style="text-align: center;">汚染に対する措置</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">要措置区域</th> <th style="width: 50%;">形質変更時要届出区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応急措置</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">な し</td> </tr> <tr> <td>措置</td> <td>知事が行う指示措置により、土地所有者等または土地の形質変更を行おうとする者は汚染の除去、汚染の拡散防止等の措置を行う [7条1項]</td> <td>形質変更届出区域内で土地の形質の変更を行う者は、14日前までに知事に届出を行う [12条1項]</td> </tr> <tr> <td>措置に対する命令等</td> <td>知事は、指示措置の内容を構じていない場合に措置を命令することができる [7条4項]</td> <td>知事は届出の内容が環境省令に定める基準に適合していないと認める場合に、届出の計画内容の変更を命令することができる [12条4項]</td> </tr> </tbody> </table>		要措置区域	形質変更時要届出区域	応急措置	な し		措置	知事が行う指示措置により、土地所有者等または土地の形質変更を行おうとする者は汚染の除去、汚染の拡散防止等の措置を行う [7条1項]	形質変更届出区域内で土地の形質の変更を行う者は、14日前までに知事に届出を行う [12条1項]	措置に対する命令等	知事は、指示措置の内容を構じていない場合に措置を命令することができる [7条4項]	知事は届出の内容が環境省令に定める基準に適合していないと認める場合に、届出の計画内容の変更を命令することができる [12条4項]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 60%;">特定有害物質等取扱事業者</th> <th style="width: 30%;">土地改変者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応急措置</td> <td colspan="2">自ら拡散防止のための応急措置を実施し、知事に届出を行う [40条]</td> </tr> <tr> <td>措置</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">今後講ずる措置の内容を知事に届出し、その措置を行う。 [40条]</td> <td style="width: 50%;">知事は、土壌又は地下水が基準に適合せず、健康被害が生ずるおそれがある場合に汚染の除去等の措置を命令 [41条1項]</td> </tr> </table> </td> <td>土壌汚染が判明した場合は、汚染の除去等の処理計画書を作成し知事に届出を行い、汚染の除去等の処理を行う [42条3項]</td> </tr> <tr> <td>措置に対する命令等</td> <td>知事は、汚染の拡散防止を講じない場合に勧告 [44条]</td> <td>知事は、汚染の除去等の措置を講じない場合に勧告することができる [44条]</td> </tr> </tbody> </table>		特定有害物質等取扱事業者	土地改変者	応急措置	自ら拡散防止のための応急措置を実施し、知事に届出を行う [40条]		措置	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">今後講ずる措置の内容を知事に届出し、その措置を行う。 [40条]</td> <td style="width: 50%;">知事は、土壌又は地下水が基準に適合せず、健康被害が生ずるおそれがある場合に汚染の除去等の措置を命令 [41条1項]</td> </tr> </table>	今後講ずる措置の内容を知事に届出し、その措置を行う。 [40条]	知事は、土壌又は地下水が基準に適合せず、健康被害が生ずるおそれがある場合に汚染の除去等の措置を命令 [41条1項]	土壌汚染が判明した場合は、汚染の除去等の処理計画書を作成し知事に届出を行い、汚染の除去等の処理を行う [42条3項]	措置に対する命令等	知事は、汚染の拡散防止を講じない場合に勧告 [44条]	知事は、汚染の除去等の措置を講じない場合に勧告することができる [44条]
	要措置区域	形質変更時要届出区域																										
応急措置	な し																											
措置	知事が行う指示措置により、土地所有者等または土地の形質変更を行おうとする者は汚染の除去、汚染の拡散防止等の措置を行う [7条1項]	形質変更届出区域内で土地の形質の変更を行う者は、14日前までに知事に届出を行う [12条1項]																										
措置に対する命令等	知事は、指示措置の内容を構じていない場合に措置を命令することができる [7条4項]	知事は届出の内容が環境省令に定める基準に適合していないと認める場合に、届出の計画内容の変更を命令することができる [12条4項]																										
	特定有害物質等取扱事業者	土地改変者																										
応急措置	自ら拡散防止のための応急措置を実施し、知事に届出を行う [40条]																											
措置	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">今後講ずる措置の内容を知事に届出し、その措置を行う。 [40条]</td> <td style="width: 50%;">知事は、土壌又は地下水が基準に適合せず、健康被害が生ずるおそれがある場合に汚染の除去等の措置を命令 [41条1項]</td> </tr> </table>	今後講ずる措置の内容を知事に届出し、その措置を行う。 [40条]	知事は、土壌又は地下水が基準に適合せず、健康被害が生ずるおそれがある場合に汚染の除去等の措置を命令 [41条1項]	土壌汚染が判明した場合は、汚染の除去等の処理計画書を作成し知事に届出を行い、汚染の除去等の処理を行う [42条3項]																								
今後講ずる措置の内容を知事に届出し、その措置を行う。 [40条]	知事は、土壌又は地下水が基準に適合せず、健康被害が生ずるおそれがある場合に汚染の除去等の措置を命令 [41条1項]																											
措置に対する命令等	知事は、汚染の拡散防止を講じない場合に勧告 [44条]	知事は、汚染の除去等の措置を講じない場合に勧告することができる [44条]																										
<p>法や条例に基づかない土壌調査(自主調査)の取扱い</p>	<p>汚染が判明した場合、土地所有者等が知事に申請することにより、知事は要措置区域若しくは形質変更時要届出区域に指定することができる [14条]</p>	<p>なし [ 条例の汚染事案に準じた調査や措置を指導している ]</p>																										
<p>汚染された土壌の搬出等に対する規制</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">適用対象</td> <td>法の要措置区域若しくは形質変更時要届出区域内から土壌を搬出する場合 [16条]</td> </tr> <tr> <td>規制内容</td> <td>搬出の14日前までに知事に届出を行う 処理は知事の許可を得た業者へ委託し、また、管理票を使用する [16~21条]</td> </tr> </table>	適用対象	法の要措置区域若しくは形質変更時要届出区域内から土壌を搬出する場合 [16条]	規制内容	搬出の14日前までに知事に届出を行う 処理は知事の許可を得た業者へ委託し、また、管理票を使用する [16~21条]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">適用対象</td> <td>条例の対象者が汚染の除去等の措置を行うため搬出する場合</td> </tr> <tr> <td>規制内容</td> <td>処理は、現行法の環境省告示に基づく浄化処理施設(知事が認定)、セメント等製造施設、埋立処理施設等へ委託し、また、管理票を使用する</td> </tr> </table>	適用対象	条例の対象者が汚染の除去等の措置を行うため搬出する場合	規制内容	処理は、現行法の環境省告示に基づく浄化処理施設(知事が認定)、セメント等製造施設、埋立処理施設等へ委託し、また、管理票を使用する																		
適用対象	法の要措置区域若しくは形質変更時要届出区域内から土壌を搬出する場合 [16条]																											
規制内容	搬出の14日前までに知事に届出を行う 処理は知事の許可を得た業者へ委託し、また、管理票を使用する [16~21条]																											
適用対象	条例の対象者が汚染の除去等の措置を行うため搬出する場合																											
規制内容	処理は、現行法の環境省告示に基づく浄化処理施設(知事が認定)、セメント等製造施設、埋立処理施設等へ委託し、また、管理票を使用する																											
<p>汚染土壌処理業</p>	<p>汚染土壌処理業者は処理施設ごとに知事の許可を得る [22条]          浄化処理施設、セメント等製造施設、埋立処理施設、分別等処理施設</p> <p>[ 現行は、平成15年環境省告示に基づき「汚染土壌浄化施設の認定手続き等に関する要綱」を定め、汚染土壌浄化施設(抽出又は分解)を知事が認定。認定の申請手続においては生活環境影響調査の結果の添付等を規定している。 ]</p>	<p>なし</p>																										